

## 勘定科目の説明

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
1111 土 地	土地購入費、仲介手数料、測量費、造成費等
1112 建 物	建物に付属する電気、給排水、暖房等の支出を含む。
1113 構 築 物	橋、トンネル、広告塔、スタンド、屋外プール、塀、庭園、舗装（道路、グラウンド等）、浄化槽、井戸、煙突等建物以外のもので、土地に固定した建造物、工作物、及びその付属物を含む。
1114 教育研究用機器備品	耐用年数が1年以上で、その価格が一定金額以上のものをいう（少額重要資産も含む）。
1115 管理用機器備品	耐用年数が1年以上で、その価格が一定金額以上のものをいう。
1116 図 書	書籍、フィルム、ビデオ、CD等の出版物等で長期間にわたって使用保存するものは、価格の多寡を問わず計上する。
1117 研 究 図 書	
1118 車 輛	
1119 建設仮勘定	土地、建物、構築物、機器備品等を建設あるいは製作するときの完成までの支出をいう。
1151 建物減償引当金	
1152 構築物減償引当金	
1153 教研機器減償引当金	
1154 管理機器減償引当金	
1155 車輛減償引当金	
1156 施設利用権減償引当金	
1157 ソフトウェア減償引当金	
1171 電話加入権	加入料、電話設備負担金等
1172 有 価 証 券	証券取引法第2条に定める有価証券
1173 住宅貸付金	
1174 入学資金貸付金	
1175 退給引当特定資産	
1176 減償引当特定資産	
1177 実費引当特定資産	
1178 奨学資金引当特定資産	
1179 施設引当特定資産	

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
1180 第3号基引当資産	
1181 出 資 金	
1182 施 設 利 用 権	
1183 ソ フ ト ウ ェ ア	コンピュータを機能させるためのプログラム等で、その利用により将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められるものの取得に要した支出をいう。
1184 差 入 保 証 金	
1185 教育振興引当特定資産	
1211 現 金 ・ 預 金	
1213 現 金 ・ 預 金	
1221 未 収 金	会計年度末の学生・生徒納付金、補助金等の未収額
1222 徴 収 不 能 引 当 金	金銭債権のうち、その回収不能額を見積って引当金を設ける。
1223 短 期 住 宅 貸 付 金	
1224 短 期 入 資 貸 付 金	
1225 短 期 有 価 証 券	
1226 前 払 金	
1227 仮 払 金	年度内に精算する。
1228 立 替 金	
2111 長 期 借 入 金	返済期限が貸借対照表日後1年を超える借入金 日本私立学校振興・共済事業団、金融機関等、北海道私学振興基金協会
2112 長 期 学 園 債	
2113 退 職 給 与 引 当 金	
2211 短 期 借 入 金	返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金
2212 1年以内償還予定学園債	*会計基準変更前の「短期学園債」にあたる。
2213 未 払 金	
前 受 金	
2221 前 受 授 業 料	
2222 前 受 入 学 金	
2223 前 受 教 育 充 実 費	
2224 前 受 実 験 実 習 費	

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
2219 前受教職課程	
2228 前受大学諸費	
2229 前受図書館学課程	
2225 前受寄付金	
2227 その他の前受金	
預り金	
2231 所得税預り金	
2232 市町民税預り金	
2233 共済掛金預り金	
2234 共済貸付預り金	
2235 共済貯金預り金	
2236 団体保険預り金	
2237 財形貯蓄預り金	
2238 その他の預り金	
2239 大・授等預り金	
2240 商・授等預り金	
2242 海・授等預り金	
2243 札・授等預り金	
2244 雇用保険料預り金	
3111 第1号基本金	
3131 第2号基本金	
3151 第3号基本金	
3161 第4号基本金	
3312 繰越事業活動収支差額	

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
学生生徒等納付金	<p>学則に記載されている納付金。在学条件として義務的に、又一律に納付すべきもの。            「特別講座」等の受講料については、学内の学生生徒のみを対象とするものは「学生生徒等納付金収入」で処理し、それに係る経費は「教育研究経費支出」で処理する。</p> <p>また、学外の人々も対象とするものは、「事業収入」で処理し、それに係る経費は「管理経費支出」で処理する。一般市民対象の教養公開講座で受講料を徴収せず、受講に必要とされる資料代等最小限の実費弁償相当額を徴収する場合、収入は「付随事業・収益事業収入」の「公開講座収入」とする。</p> <p>なお、それに係る経費はその収入の内容・程度から「教育研究経費支出」のうち「印刷製本費」「報酬・委託・手数料」が考えられる。</p>
4 1 1 1 授 業 料	
4 1 1 2 入 学 金	
4 1 1 3 教 育 充 実 費	
4 1 1 4 実 験 実 習 費	
4 1 1 5 教 職 課 程	
4 1 1 6 図 書 館 学 課 程	
4 1 1 7 社 会 教 育 主 事 課 程	
4 1 1 8 学 芸 員 課 程	
4 1 1 9 日 本 語 教 員 養 成 課 程	
4 1 2 0 大 学 諸 費	
4 1 2 1 生 徒 諸 費	
4 1 2 2 学 校 健 康 会 会 費	
手 数 料	
4 2 1 1 入 学 検 定 料	<p>その会計年度中に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。研究生・転入生・委託生及び再入学生の審査料は入学検定料とする。</p>
4 2 1 2 大 学 入 試 セ ン タ ー 試 験 実 施 手 数 料	<p>【大学入試センター試験に係る処理】            大学入試センター試験参加に伴う「大学入試センター試験実施経費支出基準」に基づく大学入試センターからの手数料収入は「大学入試センター試験実施手数料収入」を設けて処理し、これに係る支出については「教育研究経費」で処理する。</p>
4 2 1 3 証 明 手 数 料	<p>在学証明、成績証明等のために要徴収するもので、通学証明手数料、諸証明手数料、調査書作成手数料も含む。復学手数料については、証明手数料とする。</p>
寄 付 金	
4 3 1 1 特 別 寄 付 金	<p>用途指定のある寄付金で、教育研究への寄付金をいう。            指定寄付金、受配者指定寄付金、公益増進特定法人寄付金等で用途指定のあるものも含む。</p>
4 3 1 2 一 般 寄 付 金	<p>用途指定のない寄付金をいう。</p>
4 3 1 3 現 物 寄 付	<p>教育に関する物品等の受領額で金銭以外の資産の贈与を受けたとき、その資産の額を記載する。</p>

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
4 3 1 4 特別寄付金（施設）	用途指定のある寄付金で、施設整備のための寄付金をいう。
4 3 1 5 現物寄付（施設）	土地、建物等の受領額で金銭以外の資産の贈与を受けたとき、その資産の額を記載する。
補助金	国・地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。
4 4 1 1 国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 私立大学・短期大学等経常費補助金、私立大学等研究施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費補助金等、私立大学等通信教育振興費助成補助金、産業・理科教育施設設備費補助金、私立学校施設整備費補助金等
4 4 1 2 地方公共団体補助金収入	地方公共団体からの補助金で、私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園等経常費補助金、私立通信制高等学校経常費補助金、私立高等学校定時制教育振興費補助金、私立高等学校等特別奨学金補助金、産業・理科教育施設設備費補助金、私立学校教育研究費補助金、私立高等学校交通遺児等授業料減免事業費補助金、私立学校等融資利子補給補助、私立高等学校生徒収容対策補助金、結核健康診断・予防接種事業補助金、私立高等学校管理運営費補助金、私立学校教材教具等整備費補助金、北海道私学振興基金協会からの海外研修費助成金等
4 4 1 3 日本国際教育協会援助金収入	文部科学省が私費外国人留学生を対象として授業料減免を行っている大学に対し、財団法人日本国際教育協会を通じて交付する援助金（平成15年度決算より国庫補助金として処理）事業団確認
4 4 1 4 学術研究振興資金収入	学術研究振興資金交付に基づく科目
4 4 2 1 国庫補助金収入（施設）	上記国庫補助金収入のうち施設整備（施設拡充）に係る補助金
4 4 2 2 地方公共団体補助金収入（施設）	上記地方公共団体補助金収入のうち施設整備（施設拡充）に係る補助金
資産売却収入	
4 6 1 1 不動産売却収入	土地売却収入、建物売却収入等をいう。
4 6 1 2 出資金売却収入	出資金の売却による収入をいう。
4 6 1 3 車輛売却収入	車輛売却収入をいう。
4 6 1 4 教育研究用機器備品売却収入	教育研究用機器備品売却収入をいう。
4 6 1 5 管理用機器備品売却収入	管理用機器備品売却収入をいう。
4 6 6 1 不動産売却差額	不動産を売却し、その代価が帳簿価格を超えた場合の超過額
4 6 6 2 出資金売却差額	出資金を売却し、その代価が帳簿価格を超えた場合の超過額
4 6 6 3 その他の資産売却差額	
付随事業・収益事業収入	
4 7 1 1 補助活動事業収入	純額で表示する場合、収入超過のときに記載する（食堂、売店、寄宿舎、キャンプ、体育館、スクールバス等の売上高、販売手数料等の収入をいう。ただし、補助活動に伴う受取利息は資産運用収入とする）。教材・文具・制服等の販売収入及び販売手数料、海外又は国外研修・留学をカリキュラムに含めた場合の研修収入等
4 7 1 2 受託事業収入	外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業収入をいう。

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
4713 セミナー事業収入	学内の学生生徒のみならず学外の人々も対象とするセミナー受講料
4714 公開講座収入	一般市民対象の教養公開講座で受講料及び受講に必要とされる資料代等最小限の実費弁償相当額を徴収する場合の収入
4715 免許状更新講習料収入	教員免許状更新講習に係る受講料（支出は教育研究経費で計上する）
4820 共同研究収入	共同研究に係る研究費等の事業収入をいう。
受取利息・配当金収入	
4512 その他の受取利息・配当金収入	資産、貸付金、有価証券等の利息、配当金等の収入をいう。 普通資産利息、定期資産利息、自由金利型定期資産利息、市場金利連動型資産利息金銭信託利息、出資配当金、国債利息、中期国債ファンド分配金、転換社債利息、教職員住宅資金貸付利息、利付債券利息、割引債券利息、公社債利息、合同運用信託・証券投資信託・特定公益信託等の分配金等を含む。
雑収入	固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入
4513 施設設備利用料	所有する有形固定資産の賃貸による収入をいう。 校舎等使用料、設備使用料、グラウンド使用料、テニスコート使用料、野球場使用料地代、駐車料、売店・食堂等の施設設備の賃貸料、教職員寮の家賃、学生生徒寮の家賃等を含む。
4811 要項売上収入	入学試験要項を販売したときの収入
4812 私大退職金財団交付金収入	私立大学退職金財団から退職金資金その他の交付を受けたときの収入
4813 私学退職金社団交付金収入	私学退職金社団から退職金資金その他の交付を受けた時の収入
4814 その他の収入	教育活動に当たる雑収入をいう。公衆電話取扱手数料、教育実習謝礼等。金額が多額になる場合は、特定事項をとり出して科目を設けるか又は注記をする。学園債券の未償還分については、卒業年度より5年経過後6年目に、その他の収入として処理する。（商法・第522条債権の消滅時効）
4815 退職給与引当金戻入額	
4816 徴収不能引当金戻入額	
4817 研究関連収入	研究代表者等に交付される科学研究費補助金のうち代表者等から納付される間接経費。尚、その使用実績は文部科学省に報告することとされている。
4818 過年度修正収入	前年度以前に計上した収入の修正額で当年度の収入となるもの。
4819 その他の収入（教育外）	教育活動に当たらない雑収入をいう。主に団体保険事務取扱手数料。

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
教員人件費	教員（学長、学校長を含む。）に支給する本俸、期末手当、その他の手当（通勤手当を含む。）及び所定福利費をいう。所定福利費に該当する「私立学校教職員共済組合掛金」「退職金財団（社団）掛金（入会金、登録料を含む。）」「私立大学退職金財団掛金」「労働者災害補償保険掛金」「雇用保険掛金」も含む。
5 4 1 2 (教) 本 俸	
5 4 1 3 (教) 期 末 手 当	
5 4 1 4 (教) そ の 他 の 手 当	
5 4 1 5 (教) 所 定 福 利 費	
5 4 1 6 (教) 退 財 負 担 金	
5 4 1 7 (教) 退 社 負 担 金	
5 4 2 1 兼 務 教 員	
職員人件費	職員に支給する本俸、期末手当、その他の手当（通勤手当を含む。）及び所定福利費をいう。所定福利費に該当する「私立学校教職員共済組合掛金」「退職金財団（社団）掛金（入会金、登録料を含む。）」「私立大学退職金財団掛金」「労働者災害補償保険掛金」「雇用保険掛金」も含む。
5 4 3 2 (職) 本 俸	
5 4 3 3 (職) 期 末 手 当	
5 4 3 4 (職) そ の 他 の 手 当	
5 4 3 5 (職) 所 定 福 利 費	
5 4 3 6 (職) 退 財 負 担 金	
5 4 3 7 (職) 退 社 負 担 金	
5 4 4 1 兼 務 職 員	
役員報酬	
5 4 5 1 役 員 報 酬	
退給引当繰入額	
5 4 6 1 退 職 引 当 繰 入 額	退職金支給規程に基づき設定する退職給与引当金の当年度繰入額
退職金	退職金要支給額を超えて支給した額又は退職給与引当金を設けていない部門で支給する退職金
5 4 7 1 (教) 退 職 金	
5 4 7 2 (職) 退 職 金	
5 4 7 3 (役) 退 職 金	

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
教育研究経費	
5 5 1 1 (教) 旅 費 交 通 費	<p>通勤手当は含まない。</p> <p>タクシー代、バス回数券、I C乗車券チャージ料金、体育実技等貸切バス代、入学試験実施、教学に係る各種研修会、学生・生徒引率、在外研修、就職関係及び教育研究装置等の補助金申請関係等の旅費規程に基づく交通費・宿泊費・日当等も含む。</p>
5 5 1 2 (教) 通 信 運 搬 費	<p>電話料、F A X料金、電報料、ハガキ代、切手代、郵送料及び物品の運搬料(遠隔地)等をいう。</p>
5 5 1 4 (教) 消 耗 品 費	<p>1個又は1組の価格が10万円未満で耐用年数1年以上のものをいう。</p> <p>追録、事務用消耗品、教材用消耗品、O A関係消耗品、教材購入費、追加ソフト、コピー代、コピーカード、官報、入試問題作成の為の教科書、時刻表、雑誌、書籍(図書に該当しないもの)等</p>
5 5 1 5 (教) 印 刷 製 本 費	<p>教材等の印刷及び製本のための支出をいう。</p> <p>入学試験問題作成、教材印刷、指導要録印刷、健康診断に関する表簿印刷、学生生徒等名簿等印刷、名刺、その他の教育用印刷代を含む。年賀状についてはハガキ代と印刷代を明確に区分すること。論集及び研究紀要の印刷代に関しては論集費支出の小科目で処理する。</p>
5 5 1 6 (教) 光 熱 水 費	<p>電気料金、水道料金、ガス料金、プロパンガス料金、白灯油代、重油代等</p>
5 5 1 7 (教) 修 繕 費	<p>施設設備等の修繕又はこれらの修繕用資材を購入した時の支出をいう。芝生等管理業務を含む。建物(教育用)の取壊し費用も含める。</p>
5 5 1 8 (教) 損 害 保 険 料	<p>火災保険料等損害保険料をいう。</p> <p>学校管理者賠償保険料、火災保険料、学生生徒等に対する傷害保険料等を含む。</p>
5 5 1 9 (教) 報 酬・委 託・手 数 料	<p>学生生徒及び研究に係る施設設備及び機器等の安全確保のための業務委託料及び講演料、医師の検診料、アルバイト料等をいう。警備業務、ボイラー業務、清掃業務、防災設備保守、O A機器保守、薬注器保守、空気環境測定、水質調査、昇降機保守、自動扉保守、履修・在籍・卒業生管理業務、構内交換電話設備保守、電気設備保守、建築物環境衛生管理技術者専任料を含む。(卒業証書名入れ、筆耕料なども含まれる。) *大学の英文校正料等はアルバイト代(報酬)扱いとし、諸雑費で計上しない。</p>
5 5 2 0 (教) 賃 借 料	<p>施設設備等の賃借料をいう。</p> <p>借地料、家賃、備品等リース料、施設設備等借用料を含む。</p>
5 5 2 1 (教) 奨 学 費	<p>支給又は減免した奨学金をいう。</p> <p>役職子弟授業料減免、交通遣児授業料減免、高等学校における成績優秀者授業料減免、私費外国人留学生授業料減免、北海学園外国人留学生特別奨学金規程に基づく奨学金等</p>
5 5 2 2 (教) 保 健 衛 生 費	<p>学生生徒等の健康管理に関する支出をいう。</p> <p>健康診断経費、治療費、医薬品、医療品等</p>
5 5 2 3 (教) 会 議 費	<p>教務連絡会、学内における諸会議等に伴う茶菓子代、食事代等をいう。職員会議食事代、入学試験選考会議食事代、その他教育諸会議食事代、会場賃借料を含む。</p>
5 5 2 4 (教) 諸 会 費	<p>学校長名で加入する教育関係団体等に対する年会費をいう。</p> <p>加盟団体会費、教育振興会会費、校長会会費、その他諸会費等で主とし教育研究に充てられるものを含む。ただし、理事長名で加入の私立大学情報教育協会年会費については、主に教育・研究活動を行っている団体なので教育研究経費で処理される。(事業団確認H8・4・17)</p>
5 5 2 5 (教) 研 究 旅 費	<p>学会等旅費</p> <p>大学における個人研究費の1項目で札幌～東京を基準として2往復、@50,000の範囲以内で研究消耗品に使用可。未使用額については、研究図書費に使用可(特例措置あり)</p>
5 5 2 6 (教) 研 究 消 耗 品 費	<p>大学における個人研究費の1項目、@70,000で、そのうち@20,000は、手当として支給</p>



科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
5 5 2 7 (教) 論 集 費	論集発行までに係る経費をいう。 原稿執筆料（ただし、専任教員に支給される部分は人件費となる）、印刷代、送料など形態科目も分かるようにする。
5 5 2 8 (教) 学 研 助 成 費	北海学園学術研究助成規程による（寄附行為施行細則第37条に基づく、大学の特色ある学術研究の振興を図る目的をもって、専任教員の学術研究に対して行う）支出をいう。形態科目も分かるようにする。
5 5 2 9 (教) 国 際 交 流 事 業 費	北海学園国際交流事業規程に基づく支出をいう。 形態科目も分かるようにする。 国際交流教育振興資金を一部財源とする。 交換教員の夫人等の赴任旅費及び研修同行に伴う旅費等については管理経費とする。
5 5 3 0 (教) 実 験 実 習 費	支出は基本的には、北海学園大学工学部学生（大学院生を含む）の教育用、したがってカリキュラムに入る（卒論も含む）もの。形態科目も分かるようにする。 実験実習用の機器備品を含めて実験実習費収入の範囲内で支出
5 5 3 1 (教) 大 学 諸 費	大学の課外活動補助及び厚生補導に要する支出をいう。 形態科目も分かるようにする。 大学諸費収入の範囲内で支出
5 5 3 3 (教) 生 徒 諸 費	高等学校の学級費・教材費・講習料等に係る支出をいう。 生徒諸費収入の範囲内で支出
5 5 3 4 (教) 減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産の当該年度分の減価償却額
5 5 3 5 (教) 諸 雑 費	前記の勘定科目のいずれにも該当しないものをいう。金額が多額になる場合は、特定事項をとり出して小科目を設ける。I C乗車券デポジット料金は諸雑費とする。
管 理 経 費	
6 5 1 1 (管) 旅 費 交 通 費	教育研究用以外の支出 通勤手当は含まない。タクシー代、バス回数券、I C乗車券チャージ料金、各種研修会、学生・生徒募集、赴任旅費、在外研修、寄附行為変更に伴う申請業務等の旅費規程に基づく交通費・宿泊費・日当等
6 5 1 2 (管) 通 信 運 搬 費	教育研究用以外の支出で教・管の区分については按分を用いる場合がある。電話料、F A X料金、電報料、切手代、ハガキ代、郵送料、宅急便料等をいう。
6 5 1 4 (管) 消 耗 品 費	教育研究用以外の支出 1個又は1組の価格が10万円未満で耐用年数1年以上のものをいう。  教育研究用以外の支出 追録、事務用消耗品、O A関係消耗品、追加ソフト、コピー代、官報、コピーカード、時刻表、書籍（図書とならないもの）雑誌等
6 5 1 5 (管) 印 刷 製 本 費	教育研究用以外の支出 封筒、名刺、葉書、便箋、募集要項・学校案内、管理用各種帳票、法人諸行事案内、学納金振込票、給与表、学園債券趣意書、その他管理用印刷製本代等をいう。年賀状については葉書代と印刷代を明確に区分すること。
6 5 1 6 (管) 光 熱 水 費	教育研究用以外の支出で教・管の区分については按分を用いる場合がある。 電気料金、水道料金、ガス料金、プロパンガス料金、白灯油代、重油代等を含む。

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
6 5 1 7 (管) 修 繕 費	教育研究用以外の建物及び付属設備、構築物、機器備品、車輛、その他の修繕費等をいう。建物（管理用）の取壊し費用も含める。
6 5 1 8 (管) 損 害 保 険 料	教育研究用以外の建物及び付属設備、機器備品、車輛、その他損害保険料等をいう。
6 5 1 9 (管) 報 酬 ・ 委 託 ・ 手 数 料	教育研究用以外の業務委託料及び報酬・手数料をいう。 学納金管理、給与計算、管理部門における業務委託等、会計士他の報酬、講演料、医師の検診料、アルバイト料を含む。
6 5 2 1 (管) 公 租 公 課	租税その他の賦課金をいう。 消費税、印紙税、地方公共団体に納付する証紙代、国・地方公共団体等が法令に基づいて行う事務に係る手数料、特許料、申立て料その他の手数料で法令に基づくもの、登録免許税、固定資産税、不動産取得税、自動車税、収益事業に係る法人税、法人住民税、事業税等を含む。
6 5 2 2 (管) 賃 借 料	教育研究用以外の支出 施設設備等の賃借料をいう。借地料、家賃、備品等リース料、施設設備等借用料等
6 5 2 3 (管) 会 議 費	理事会等食事代、その他管理に伴う諸会議の食事代、会場賃借料等をいう。 評議員会、辞令交付式等の食事代、会場賃借料を含む。
6 5 2 4 (管) 接 待 交 際 費	交際費等をいう。 他校への祝儀、外部関係者への慶弔品、中元・歳暮代等を含む。 *海外からの来客に係る経費として日程の中に含まれるパーティ代等は接待交際費とする。
6 5 2 5 (管) 広 報 費	学生生徒募集に要する広告、宣伝費等をいう。 学校案内広告代、その他新聞雑誌等への広告掲載料、広報用品代、名刺広告等を含む。 学報については、形態別に処理される。
6 5 2 6 (管) 福 利 費	教職員に対する所定福利費以外の福利費をいう。 健康診断及び人間ドック利用補助、被服貸与等
6 5 2 7 (管) 慶 弔 費	慶弔規程に基づく支出をいう。 教職員への慶弔金、教職員への慶弔品代、浅羽祭に係る経費・祭祀料等を含む。
6 5 2 8 (管) 諸 会 費	理事長名で加入する協会等の会費 加盟団体会費・分担金、その他諸会費等をいう。 危険物安全協会・防災管理協議会会費
6 5 2 9 (管) 補 助 活 動 補 給 金	純額で表示する場合に記載する（補助活動事業収支が支出超過のときに記載する）
6 5 3 0 (管) 減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産の当該年度分の減価償却額
6 5 3 1 (管) 諸 雑 費	教育研究用以外の支出 前記の勘定科目のいずれにも該当しないものをいう（銀行等の振込手数料他）。金額が多額になる場合は、特定事項をとり出して小科目を設ける。IC乗車券デビット料金は諸雑費とする。
6 5 3 3 (管) 周 年 記 念 事 業 費	〇〇周年記念事業等の記念事業に係る支出をいう。 形態科目も分かるようにする。 支出の内容によっては教育研究経費の周年記念事業費として処理する。
6 5 3 2 (管) 私大等経補助金返還金	私立大学等経常費補助金の額の確定に伴う過大交付額の返還のときに記載する。
6 5 3 4 (管) 科 学 研 究 費 補 助 金 設 備 等 返 還	科研費補助金の研究代表者等が所属する研究機関を変更した場合に係る「設備等の返還の義務」に伴う処理科目、除却処理の場合、通常は除・廃棄差額を用いて行うが科学研究費補助金に伴い寄贈された設備については管理経費で処理する。私学事業団《学校法人の経営に関する実務問答集》
6 5 3 5 過 年 度 修 正 支 出	前年度以前に計上した支出の修正額で当年度の支出となるもの。

科 目	勘 定 科 目 処 理 事 項
7511 借入金等利息	私学振興・共済事業団借入金利息、北海道私学振興基金協会借入金利息、金融機関借入金利息等
8213 土地処分差額	土地を除却し、その代価が帳簿価格を下まわった場合の差額、除却差額等
8214 建物処分差額	建物を除却し、その代価が帳簿価格を下まわった場合の差額、除却差額等
8215 構築物処分差額	構築物を除却し、その代価が帳簿価格を下まわった場合の差額、除却差額等
8216 教研機器備品処分差額	教育研究用機器備品を除却し、その代価が帳簿価格を下まわった場合の差額、除却差額等
8217 管理用機器備品処分差額	管理用機器備品を除却し、その代価が帳簿価格を下まわった場合の差額、除却差額等
8218 図書処分差額	図書を除籍した場合の差額、除却差額等
8511 徴収不能引当金繰入額	
8611 徴収不能額	金銭債権が徴収不能になったとき、徴収不能引当金を設けていない場合又はその額が徴収不能引当金残高を超えている場合に記載する。
9111 本部・繰出繰入	
9112 学大・繰出繰入	
9113 商科・繰出繰入	
9115 北海・繰出繰入	
9116 札幌・繰出繰入	
9511 基本金組入額	当該年度の第1号から第4号までの基本金組入額
9521 基本金取崩額	当該年度の第1号から第4号までの基本金取崩額
9611 当期事業活動収支差額	